

戦争をする国で、教師であること（増補版）

大私教幼小中高校・専門学校部 委員長 上田和彦

1、ある少年のこと

1945年、四国の森の小さな村で暮らしていた10歳の少年は自分の将来について、曾祖父の時代からそうであったように、自分もやはり森の仕事をして生きていくのだろうと漠然と考えていた。少年は生前の父がくれた英語の原書の大きな森林（樹木・植物）図鑑をもっていた。そして樹木や植物の名前につけられたラテン語をいつか勉強しなければならぬだろうと思ってはいたが、母親ひとりの貧しい家庭にあって、進学ということは考えの外にあった。

そして終戦。少年に人生の大きな転機が訪れる。それは1946年から47年にかけての日本国憲法と、その語りかえであり、子どもが読むことも当然に想定されていたであろう教育基本法の公布・施行。12歳になっていた少年は国家と地方自治体が自分の味方であることを発見して驚いた。「勉強したいと思い、その能力がある子がいて、教育を受けることを望んでも経済的に不可能ならば地方自治体あるいは国家が援助しなければいけない（3条2項）」と書いてあって、それが国民の権利だと知ったからだ。少年は自分の人生が変わったと思った。国はどこにあるかわからない、しかし地方自治体とはこの村だ。少年は母に頼んでいっしょに役場の村長のところに行ってそう言ってもらった。しかし、村長は経済的な援助はできないと答えた。そこで少年は言った。「あなたは教育基本法に違反している。それはひいては憲法違反です。」おどろいた村長は、しかし母子を追い返さなかった。そして教育基本法をもってきて読んでみた。確かにそう書いてある。「本当に坊やの言うとおりで、ちょっと待ってくれ。」村長はそう言うと、そのまま家に帰り、家人に頼んでお金を用意してもらおうと、それを少年にくれたのだ。それは3年間東京で下宿をして暮らせる額のお金だった。新制の中学、高等学校に進んだ少年は、そのお金のおかげで東京の大学で学ぶことができたという。そして3年が経ち、そのお金が無くなるころ、どうしたものかと考えた。もう青年になっていた少年は大学新聞の懸賞小説に応募して、一番になった。そして賞金の1万円をもらって、そのまま生きる方向を変えて小説家になったのでした。その少年が大江健三郎さんです。

これは時代の風景が明るく開かれていくお話です。わたしたちはこういう風景からものを考え始めること、そしてこういう明るい風景のなかを歩いていくべきなのでしょう。それが憲法の持つ明るさというものだからです。

さて、12歳の大江少年が憲法の言葉のなかで、これはいいものだと思ったのが「個人として尊重される（13条）」でした。教育基本法ではその前文に「個人の尊厳を重んじ」、1条に「個人の価値をたつとび」とあります。憲法は人が人らしく生きるために必要な自由を人権として保障していますが、25条の生存権やその他さまざまの人権を有する「主体的な人間」、さらに国家と対等の、かつ国家に対峙し、ときに国家から「自由な人間」が「個人」と呼ばれるもので、それが「立憲主義」の基本概念を構成しています。なによりもまず、人が「個人」として尊重されるからこそ、その尊重された「個人」が自己の平和的生存を保障した憲法の実現するために、よりよい生、意味のある生を生きるのだという理想への決意が生まれるのです。その決意が「われら」という誇らしい名のりにあふれています。

それが憲法とともにある人間の大きな約束というものです。大江さんもその約束のままに生きてこられたのでした。そして憲法、教育基本法を書いた人、受けとめた人たちの「時代ぐるみの窮地にありながら、そこにしっかりと倫理観と未来への責任感、つまり教育への切実な意思をもって乗り越えようとする生き方を表現する文体」を読みとることで、自分のなかにいまも生きているモラルティーの感覚がかたちづくられてきたのだと話されます。

2、まず、国ありき。後景に退く「個人」

——憲法と自民党改憲草案の対照のなかにあるリアリティ

しかし、そういう重要な意味と役割をもつ「個人」という言葉を、『自民党改憲草案』は「人」と改め、人権とのつながりを断ち、国家と国民の関係を作り変えることで、戦後「立憲主義」レジームを打ち壊そうとしています。「個人」という概念を成り立たせる「私的領域への公権力不介入の原則」が破られようとしているのです。

2006年、第1次安倍内閣は「教育基本法」を「改正」し、「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」を削除することで、教育の目的と憲法の精神との関係を切断了しました。さらに「不当な支配に服することなく」の文言は残しながらも、教育は「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」とし、準憲法的な理念法としての教育基本法を行政法的な位置に貶め、他の法律による教育への支配介入を可能にしました。それは教育行政それ自体が「不当な支配」となりうることを示し、教育は「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」とすることで権力からの自由を保障しようとした教育基本法の精神を潜脱するものです。教員の統治機構への従属、教育への国家統制の強化を目指した準憲法・教育基本法の「改正」は、すでに「改憲」が行われたというべきことだったのです。

当時も首相だった安倍氏は、「日本国憲法の精神にのっとり、この法律を制定すると書いているが、憲法を先に改正しなければならぬということではない」「憲法と密接にかかわりのある法律は他にもあるが、それらの法律の改正が憲法改正との関連で制約を受けるわけではない」と答弁しましたが（衆議院教育特委 2006.10.30）、なぜ制約を受けるわけではないのか、その説明がなされぬまま、12月15日に「改正」教育基本法は成立しました。しかしこれは憲法98条（最高法規）に照らして、違憲行為と判断されるべきことでした。

「日本国民は」と憲法の前文は始まります。それは英語訳「We, the Japanese people」がより明確に表しているように「われら」という名のりなのです。しかし、改憲草案は「日本国は」で始まります。人から国へ。その意味と意図は教育基本法の新旧を対照するとよく分かります。

憲法と同じように前文をもち、「われらは」で始まっていた教育基本法は、「我々日本国民は」と改められました。そして「個人の尊厳」は「公共の精神」と同列におかれ、とともに重んじられるべきもののひとつになりました。「公共の精神」という言葉は憲法にはありません。しかし、「改憲草案」を読めば、その意味は「『公および公益の秩序』を優先する精神」、つまり「人権制限の原理」であることが分かります。憲法の「公共の福祉」という概念が「対抗する複数の人権の調整原理」であるのとは根本的に異なります。「公共の福祉」においてはひとりの人権に対抗しているのは他者の人権です。しかし、「公共の精神」においては、ひとりの人権に対抗するのは圧倒的な力をもつ国家になるのです。こういうふうにならした生活に、しかも国民の育成を目的とする教育に国家は入り込んでくるのです。小・中学校での「道徳」の教科化や高校で検討されている科目「公共」の新設も、この文脈においてとらえなければなりません。

3、政府は自分に押し付けられた憲法を変えたがるものだという事

教育が国家目的に従属するということが何を意味し、何を招来するか。

立憲主義に立てば、憲法が一番に縛りたいのは政府の自由、とりわけ政府による戦争であって、13条が「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」という、この「個人の尊重」の理念によっても9条は導かれているのです。

あくまでも「個人」に依拠しようとする憲法の精神は、その前文において際立っており、「平和を愛する『諸国民』の公正と真偽に信頼して」と、「諸国家」でなく「諸国民」とすることで、戦争が政府によっておこされるという構造的な悪とその悲惨を克服しようとした。憲法にはどこか国家というものを信用していないふうなところがあって（政府に対しては明らかにそうです）、それがよいのです。「愛国者は政府から国を守る」というようなことが言われますが、国家（政府）にタガをはめるのが憲法だからこそ、事の道理として、はめられた側（「押し付けられた側」とも）が改憲したがるのです。しかし、そのタガを外せばどうなるか。起こりうることは容易に理解できます。やがて政府による戦争への道が開かれ、戦争のための法制化が準備されるでしょう。しかしそのまえにそれを容認、さらには支持する国民精神が醸成される。そこに教育が利用される。まさに「教育の力にまつ」政策が推進されていくのです。^(注1)

しかし、法制化という方法によらずとも、たとえば集団的自衛権の行使容認の問題について起こった下記の事例のように、事実確認もせず（したがって、かりにそれが事実無根であっても）、問題がある、と議会でとりあげるだけで、管理統制に十分な効果があることを彼らは知っているのです。

「不適切」授業は指導 文科相、集団的自衛権で見解
(2014年7月16日 琉球新報)

下村博文文部科学相は15日の参院予算委員会で、政府が閣議決定した集団的自衛権の行使容認について、学校現場で不適切な解説があった場合には、教育委員会を通じて指導する意向を示した。

県内の中学校の授業で生徒に「誤解」を与える教師の言動があったと指摘する島尻安伊子氏（自民）の質問に答弁した。ただ、「誤解」を与えるとした発言内容について、島尻氏は琉球新報社の取材に対し、「本人から確認していないので、差し控えたい」とし、根拠を明らかにしなかった。

取材に対し、文科省は現場の指導状況について情報収集はしないと説明した。その上で、不適切な発言があれば学校設置者の市町村が調査し指導するのが通常だとの見解を示した。

同委員会で、下村氏は「詳細が分からないため、現時点で具体的な判断は差し控えたい」とした上で、「仮に個人的な考え方や一方的な主義主張による不適切な事案であれば、文科省としても必要に応じて教育委員会を通じ指導し、学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう取り組む」と述べた。

下村氏は、授業で集団的自衛権など社会的な事象を扱う場合について「捉える観点によって恣意的な考察や判断に陥ることがないように、さまざまな資料を適切に用いて多面的、多角的に考察することが求められる」とした。

島尻氏は取材に対し、発言内容には「事実確認はしている」としつつも、「教師の名前や学校を挙げ、謝罪を求めているものでない。本人に確認していないので、コメントは差し控えたい」として明らかにしなかった。

注1) 2005年1月に日本経団連は『わが国の基本問題を考える～これからの日本を展望して～』を発表し、その「第IV章憲法について」で憲法9条の改正、自衛権確保のための自衛隊の役割の明確化、集団的自衛権の行使を憲法上明確にすることなどを求め、そのための憲法改正手続きを進めるために国民投票法を早期に成立させることが必要としているが、その中で「国民の義務と権利」について、以下のように述べていて、「国家による国民の育成」という色彩が濃い。

「国民の権利と義務」

国民の価値観の多様化や個人の権利・自由の拡大につれて、国民の間では、責任を伴う個人主義でなく、無責任な利己主義が蔓延しつつある。また、個人自らが社会に対して主体的に関与し、「公（おおやけ）」を担う気概が失われている傾向もある。

憲法上、権利や自由については個別の規定が設けられているが、義務に関しては、教育の義務（第26条）、勤労の義務（第27条）、納税の義務（第30条）のほかは、公共の福祉とのかかわりの中で付随的に言及されているにとどまる。

一方、国民の権利や自由と公共の関係を律する規範としては、現行憲法第12条において、憲法によって国民に保障されている自由および権利が濫用されてはならないこと、そして、国民は、「常に公共の福祉のためにこれを利用する『責任』を負ふ」と規定されている。また、同じく第13条において、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、『公共の福祉に反しない限り』、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定されている通り、国民の権利も絶対的なものではなく、公共の福祉に反しない範囲、という一定の限定が課されている。さらに、財産権については第29条において、「公共の福祉に適合するやうに」法律で財産権の内容を定めることになっており、私有財産も、正当な補償の下で公共の用に供されることが定められている。しかし、実態としては、例えば、国として必要な様々な公共プロジェクト推進に際して、私権との調整に手間取り、公共の利益の実現に支障をきたしている例もある。

個人の権利、自由が最大限確保されなければならないことは言うまでもないが、戦後の日本社会においては、行政や教育において、権利や自由に重きが置かれすぎてきた側面は否めない。国家が個人の集合体である以上、権利と義務、自由と責任は表裏一体をなすものであることについて、再確認する必要がある。」（日本経団連『わが国の基本問題を考える～これからの日本を展望して～』2005. 1）

日の丸・君が代の強制、それに反対する教職員、市民の排除。性教育や人権、平和教育への不当な介入等々、その多くで教員バッシングの世論をあおって管理統制を強化するという手法がとられ、実際に効果を上げています。戦後のドイツのようにハーケンクロイツなど、ナチスのシンボルを公共の場で展示・使用することやナチス式敬礼が扇動罪とし

て刑事罰の対象となっている(注2)のと違って、「昭和国民礼法要項」(1941)にある礼法がそのまま今に引き継がれているような国で、教育が再び戦争への国民精神を動員する役割を果たすであろうことを予測するのは難しくありません。(注3)

注2)「ドイツ刑法 130条(民衆扇動罪)」

- 1項 公共の平和を乱すのに適した方法で、次の行為をした者は3箇月以上5年未満の自由刑に処する
 1. 一部住民への憎悪を煽り、あるいはその人たちに対する暴力的または専断的処置を促すこと
 2. 一部住民を侮辱し、悪意をもって軽蔑し、あるいは中傷することで、他者の人間の尊厳を攻撃すること
- 2項 一部住民、あるいは民族的・人種的・宗教的な、またはその民族性に規定された集団に対する憎悪を煽り、彼らへの暴力的または専断的処置を促すか、一部住民あるいは上に述べた集団を侮辱し、悪意をもって軽蔑し、あるいは中傷することにより、他者の人間の尊厳を攻撃する文書を準備・配布した者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する
- 3項 ナチ支配のもとで行われた、国際刑法典第6条第1項に示された行為を、公共の平和を乱す形で、公然とまたは集会において容認し、または事実を否定・無害化した者は、5年以下の自由刑または罰金刑に処せられる
- 4項 公然とまたは集会において、ナチズムの暴力・専制支配を容認・賛美・正当化することにより、犠牲者の尊厳を傷つける方法で公共の平和を乱す者は、3年以下の自由刑または罰金刑に処する

注3)「昭和国民礼法要項 第七章 軍旗・軍艦旗・国旗・国歌・万歳」

- 一、 軍旗、軍艦旗に対しては敬礼を行う。
- 二、 国旗は常に尊重し、その取り扱いを丁重にする。汚損したり、地に落としたりしてはならない。
- 三、 国旗は祝祭日その他、公の意味ある場合にのみ掲揚し、私事には掲揚しない。特別の場合の外、夜間には掲揚しない。
- 四、 国旗はその尊厳を保つに足るべき場所に、なるべく高く掲揚する。門口には単旗を本体とし右側(外から向かって左)に掲揚する。二旗を掲げる場合は、左右に並列する。室内では旗竿を用いないで、上座の壁面に掲げてもよい。
- 五、 外国の国旗と共に掲揚する場合は、我が国旗を右(外から見て左)とする。旗竿を交叉する場合、我が国旗の旗竿を前にし、その本を左方(門外から見て右)とする。二カ国以上の国旗と共に掲揚する場合は我が国旗を中央とする。
- 六、 旗布の上端は旗竿の頭に達せしめ、竿頭に球などのある場合は、これに密接せしめる。
- 七、 団体で国旗の掲揚を行う場合は、旗竿に面して整列し、国旗を掲揚し終わるまで、これに注目して敬意を表す。国旗を下ろす場合もこれに準ずる。
- 八、 弔意を表すために国旗を掲げる場合は、旗竿の上部に、旗布に接して黒色の布片をつける。球はこれを黒布で覆う。また竿頭からおよそ旗竿の半ばに、もしくはおよそ旗布の縦幅だけ下げた弔意を表すこともある。
- 九、 国歌を歌うときは、姿勢を正し、真心から寶祚の無窮(皇位の永遠)を奏ぎ奉る。国歌を聴くときは、前と同様に謹厳な態度をとる。
- 十、 外国の国旗および国歌に対しても敬意を表する。
- 十一、 天皇陛下の万歳を奉唱するには、その場合における適当な人の発声により、左の例に従って三唱する。
天皇陛下万歳 唱和(万歳) 万歳 唱和(万歳) 万歳 唱和(万歳)
- 十二、 万歳奉唱にあたっては、姿勢を正して脱帽し両手を高く上げて、力強く発声、唱和する。最も厳肅なる場合は、全然手を上げないこともある。

4、戦争の準備をすれば戦争の可能性が高まり、
「切れ目のない安全保障」は「なしくずし」に

昨年12月に成立・公布された「特定秘密の保護に関する法律」（公布から1年以内に施行）や今年4月の「防衛装備移転三原則」（「防衛は戦争」、「装備は武器」、「移転は輸出・供与」であって、「武器輸出」規制の緩和。2004年に経団連から宇宙平和利用原則の見直しとともに、その見直しを求められていた）の策定に引き続き、7月1日、安倍内閣はこれまでの政府の依ってきた憲法解釈を改め、集団的自衛権の行使（標題は「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」）を、①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない時に、③必要最小限度の実力を行使することをその要件とする旨、閣議決定しました。

東西冷戦の緊張の中にあっても、政府が「国際法上保有するも憲法上行使できない」としていた集団的自衛権（それ自体をないとしたこともありました）が、いまなぜ復活し容認されるのか。

憲法9条は「国の交戦権」を認めないのですから、個別的、集団的の別なく、自衛権そのものを放棄していると読むのが日本語としての正しい読みであって、子どもでも十分に読みとれます（憲法はそもそも義務教育終了段階の理解力で十分理解できるようになっているものでしょう）。だからそれに従えば武力によらない自衛権の行使の道をえらぶよりほかないのです。したがって憲法制定時、自衛のための戦争は容認すべきだという意見のある中で、9条はこのように説明されていたのは当然のことでした。

1、第90帝国議会衆議院帝国憲法改正案特別委員会（1946.6.26）

吉田茂内閣総理大臣答弁

「戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定はして居りませぬが、第9条第2項に於て一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したものであります。従来近年の戦争は多く自衛権の名に於て戦われたのであります。満州事変然り、大東亜戦争然りであります。」(注1)

2、第90帝国議会衆議院帝国憲法改正案特別委員会（1946.6.28）

吉田茂内閣総理大臣答弁

「戦争放棄に関する憲法草案の条項に於きまして、国家正当防衛権による戦争は正当なりとせらるるようであるが、私は斯くの如きことを認むることが有害であると思ふのであります。近年の戦争は多くは国家防衛権の名に於て行われたことは顕著なる事実であります。故に正当防衛権を認むることが偶々戦争を誘発する所以であると思ふのであります。又交戦権放棄に関する草案の条項の期する所は、国際平和団体の樹立にあるのであります。国際平和団体の樹立によって、凡ゆる侵略を目的とする戦争を防止しようとするのであります。併しながら、正当防衛による戦争が若しありとするならば、其の前提に於て、侵略を目的とする、戦争を目的とした国があることを前提としなければならぬのであります。故に正当防衛、国家の防衛権による戦争を認むると云うことは、偶々戦争を誘発する有害な考えであるのみならず、若し平和団体が、国際団体が樹立された場合に於きましては、正当防衛権を認むると云うことこそそれ自身が有害であると思ふのであります。」(注2)

「今日の閣議決定で日本が戦争に巻き込まれるおそれはいっそうなくなった」

「日本に戦争を仕掛けようとするたくらみをくじく大きな力が集団的自衛権という抑止力だ」

という安倍首相の説明に国民の多くが納得せず、むしろ戦争への不安が強まったと感じています。そしてこの閣議決定による集団的自衛権の行使容認は憲法解釈の範囲を逸脱し、9条をはじめとする憲法条項のいくつかに違反していると考えています。

当初96条の改正から始めようとした憲法改正がとん挫し、平和憲法の危機への市民の懸念が大きくなるのを見るや、「積極的平和主義」という言葉につつまかえて、専守防衛の自衛隊の武力行使の範囲（状況・地域・緊急性など）の制約を緩和、一部撤廃したのです。「脱法」を「危険」と言い換えるのなら、まさに「脱法改憲」は「危険な改憲」にほかなりません。

何をもちて「戦争の起こる危険性を回避できた」というのか。戦争ができるように準備をすれば戦争が起こるのは、戦争が起こらない確率よりも高くなるのが道理というものです。

すくなくとも、これまで政府は戦争をしにくくするような法律を作ってはこなかったし、一貫して9条への潜脱行為

を進めてきたのですから、そのように自国の抑止力を低めておきながら、他を抑止するなどということができようはずがありません。

注1)「日本国憲法は戦争を放棄し、戦力の保持を禁止するため、国の防衛作用を全く想定せず、従ってこれに関する規定を置いていない。」(杉原敏正『防衛法』1958)

しかし、保安隊(警察予備隊1950年から保安隊1952年)が自衛隊になる1954年の交戦権をめぐる「第19回国会 外務・内閣・大蔵連合委員会」(4.23)での内閣法制局長の答弁は以下のように変化している。

○矢嶋三義(社会党) 昨日緒方副総理と佐藤法制局長官は、内閣が変れば憲法解釈というものは変つてよろしいのだ、憲法制定当時は自衛戦争を否定しておつたが、現在では自衛戦争は憲法の範囲内できると、こういう木村長官の言明は差支えないのだと、こういうことを昨日答弁されたわけですが、そうだとすれば、今、吉田内閣は、自衛のためにも戦力は持てない、こういうことを言われておる。ところが改進黨は、自衛のためには戦力は保持できる、こういう立場に立つておる。そうなれば、今、吉重会談でも持たれて、そうしてここに第六次ですか、吉田内閣なり或いは重光内閣ができた場合には、その内閣の閣議決定として、自衛力としての戦力は保持できる、こういうような解釈も可能だということになると思うのですが、それでよろしいのかどうか。木村長官と法制局長官の答弁を求めます。

○佐藤達夫内閣法制局長 先ほどお言葉の前提になつておるところを質す意味で繰返しますが、第一点としては、憲法制定の際に政府は自衛戦争までも否定しておつたということではありますが、これは昨晩幾々例証を挙げて申上げました通りに、自衛戦争は憲法上否定されておらない。併し九条第二項からして、実際の結果として、自衛戦争の形をなすようなことはできません。戦闘状態はでき得るかも知れんけれども、自衛戦争というような、戦争という形のものでできませんでしょうという趣旨のことを答えておるのでありまして、その考え方は、今日吉田内閣においても全然変つておりません。

それから第二点として、内閣が変ればという問題は、全然そういう問題を離れての一般抽象論としての立場になるわけでありまして、そうなりますと、これは内閣が変れば当然のことでありまして、吉田内閣が退陣されて、その後仮に社会党の内閣ができるということになれば、その社会党内閣が、前の吉田内閣の憲法解釈を踏襲して頂くのは、私どもの信念から言うと正しいことだと思いますけれども、併しそういうわけに参りますか、参りませんか、それはおのおのその内閣の特殊性を持つておりますから、その内閣の正しいと信ずる憲法解釈をおとりになる、これは当然のことだと思います。

○矢嶋 あなたは、その前段に、木村長官が昨日自衛戦争は可能だということを認めたことについて自衛戦争のような形はとらないだろう云々というような少しぼかしたことを言つておられますが、ちよつと憲法の九条のところを開けて下さい。ということは、私はこういうことを言つてるんですよ。国際紛争を解決する手段としては武力の行使はできないが、自衛のためには武力の行使はできるということを言明されておるわけですね。政府は、でありますと、この憲法九条を見ますと、「国権の発動たる戦争と、」これが一つになつておるんですね。「戦争と、」それから「武力による威嚇又は武力の行使は、」と、こういうふうになつておるのです。国文法上……そうしてこれを国際紛争解決手段としてはこれを放棄するというわけですね。ところが武力の行使は国際紛争を解決する手段でなければよろしいとなれば、この文法上からの条文解釈によれば、国権の発動たる戦争は、国際紛争を解決する手段としてはいかにけれども、自衛のためには、国権の発動たる戦争、これは可能だ、こういうことになるじゃございませんか。それを木村長官が認められた。だからこれは立派に自衛戦争ということになるじゃございませんか。如何ですか。

○佐藤 国文的な解釈は全くおっしゃる通りでございます。この戦争といい、或いは武力の行使といい、いづれにせよ、国際紛争解決の手段としては放棄しておるということは、第一項の示すところであるわけでありまして、それを裏から言えば、国際紛争の解決の手段としてでない場合においては、禁止していません。だから、自衛のための戦争といい、或は実力行使といい、第九条第一項から言えば禁止しておらない。当時の金森国務大臣が何度も答えておる通りであります。但し第二項も見て頂かなければなりません。第二項を御覧頂けば、先

ず戦力という物的手段、それから交戦権という法的手段、この二つを放棄して否認しておく。従つて、例えば交戦権という場合を考えますと、交戦権があつてこそ、のびのびとした戦争の形ができるわけであります。交戦権というものがない以上は、そういう戦争の形というものにはできません。併しながら、自衛権があり、自衛権のための実力行使というものができる以上は、勿論相手国との間に交戦状態が、或いは戦闘状態が発生することは、これは当然のことであります。それは何ら憲法に禁止しておるところではないのであります。その戦闘状態なるものを常識的に見て、戦争というか、或いは戦争以外の実力行使であると言うか、これは見方の問題であります。が、交戦権がないという建前から言うと、本格的な戦争の形はできないことに第二項のほうからなつているという趣旨でありまして何も今の話には矛盾も間違いもないと思っております。

注2) 交戦権をめぐる詭弁……「憲法第9条第2項では、『国の交戦権は、これを認めない。』と規定しているが、ここでいう交戦権とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であつて、相手国兵力の殺傷と破壊、相手国の領土の占領などの権能を含むものである。一方、自衛権の行使にあつては、わが国を防衛するための必要最小限度の実力を行使することは当然のこととして認められており、たとえば、わが国が自衛権の行使として相手国兵力の殺傷と破壊を行う場合、外見上は同じ殺傷と破壊であつても、それは交戦権の行使とは別の観念のものである。ただし、相手国の領土の占領などは、自衛のための必要最小限度を超えるものと考えられるので、認められない。」(平成25年「防衛白書」)

なお、同白書には上記のほか、「憲法第9条の趣旨についての政府見解」として、以下の記述がある。

「1 保持できる自衛力

わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならないと考えている。その具体的な限度は、その時々国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面があり、毎年度の予算などの審議を通じて国民の代表者である国会において判断される。憲法第9条第2項で保持が禁止されている「戦力」にあたるか否かは、わが国が保持する全体の實力についての問題であつて、自衛隊の個々の兵器の保有の可否は、それを保有することで、わが国の保持する實力の全体がこの限度を超えることとなるか否かにより決められる。

しかし、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されない。たとえば、大陸間弾道ミサイル(ICBM: Intercontinental Ballistic Missile)、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されないと考えている。

2 自衛権発動の要件

憲法第9条のもとで認められる自衛権の発動としての武力の行使について、政府は、従来から、

- 〈1〉 わが国に対する急迫不正の侵害があること
 - 〈2〉 この場合にこれを排除するためにほかの適当な手段がないこと
 - 〈3〉 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと
- という三要件に該当する場合に限られると解している。

3 自衛権を行使できる地理的範囲

わが国が自衛権の行使としてわが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使できる地理的範囲は、必ずしもわが国の領土、領海、領空に限られないが、それが具体的にどこまで及ぶかは、個々の状況に応じて異なるので、一概には言えない。

しかし、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されないと考えている。

4 集団的自衛権

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有するとされている。わが国は、主権国家

である以上、国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されないと考えている。」

上記のうち、「憲法第9条のもとで許容される自衛の措置」について、平成26年度の「防衛白書」は以下のように改められている。

「2 憲法第9条のもとで許容される自衛の措置

今般、14（平成26）年7月1日の閣議決定（次節にて記述）において、憲法第9条のもとで許容される自衛の措置について、次のとおりとされた。

憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、わが国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条のもとで例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、72（昭和47）年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

この基本的な論理は、憲法第9条のもとでは今後とも維持されなければならない。

これまで政府は、この基本的な論理のもと、「武力の行使」が許容されるのは、わが国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威などによりわが国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様などによっては、わが国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。

わが国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するために最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を採ることは当然であるが、それでもなおわが国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識のもとに、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

わが国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでもわが国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、わが国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。

参照：図表Ⅱ-1-2-1（憲法第9条のもとで許容される自衛の措置としての「武力の行使」の新三要件）

- わが国に対する武力攻撃が発生したこと、またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

5、「戦争放棄」を「安全保障」にすりかえる

— 軍隊でない自衛隊が、武器ではない防衛装備を、交戦権の行使ではなく、戦争でもない武力行使で使用するについて —

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書が出た今年5月15日の記者会見で、安倍首相は「幸せを願って、生存していく権利を私たち政府は守っていく責任がある。その責任を放棄しろと憲法が要請しているとは考えられない」、「生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を政府は最大限尊重しなければならない」などと決意を述べた後、「憲法前文、そして憲法13条の趣旨を踏まえれば、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることは禁じられていない。そのための必要最小限度の武力の行使は許容される」と言いました。

憲法の前文と13条が9条の「戦争の放棄（武力行使・交戦権の放棄）」の根拠ではなく、「安全保障」の名目のもと集団的自衛権行使（＝武力行使）容認の根拠にすり替えられています。それがまさに「改憲草案」の意図するところであって、草案を見れば9条は「国際平和を希求」しつつ「国権の発動としての戦争」を放棄しながら「武力行使」への道が開かれています。そして、2項では「自衛権の発動」を、そして9条の2では国防軍の保持を明確にしているほどなのです。

「戦争 war」は「防衛 defense」または「安全保障 security」に。「武器 arms」は「装備 equipment」に。そして「原爆 nuclear bomb」は「原発 nuclear plant」に。あらゆる戦争を違法とし、抑止してきた力がその内実を潜脱されていく。そして「政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ること」（閣議決定の文書）としながら、その平和的生存権（注1）を明示した憲法前文の「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」は削除されているのです。これは不渡手形、詐欺、ペテンというものです。そうでないならまず、「改憲草案」を改正するか、撤回しなければなりません。

さらに、「パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る」として、武力行使を伴う集団的自衛権行使に傾斜していく。この「大量破壊兵器の保有」は2003年3月に始まるイラク戦争の大義であり、最終的な調査によってもイラクに核兵器がなかったことが明らかになった（米政府調査団発表2004.10）ことで、参戦を違法だったと総括している国（オランダや基本的にはイギリスも）がある一方で、他国に先駆けて米国のイラク戦争を支持し、戦後において何らの総括もせず、なお重要な今回の閣議決定の文書において使用するというのはまったくもって「恥知らず」なことではないでしょうか。

日本国政府は何を学んだのか。それは当時の米国におけるナショナリズムの異常な昂揚から、「安全保障上の危険性」を喧伝すれば、その我が国存立の危機に対処すべく準備することへの国民の無条件の支持は高まるということです。しかしそれは歴史的にはありふれたことでしたし、日本の政府が過去において行っていたことでした。

「簡単なことだ。国民には攻撃されつつあると言い、平和主義者を愛国心に欠けていると非難し、国家を危機にさらしていると主張する以外には何も必要がない」（ヘルマン・ゲーリング、ナチスドイツ国家元帥）という手法は政府の常套なのです。

「そりゃもちろん、一般市民は戦争を望んでいませんよ。そこら辺のあわれな農夫の身になれば、戦争から得られる最良の結果といえば、自分の農場に五体満足のまま帰って来ることくらいのもので、わざわざ自分の命を危険に晒したいとは思えなくても当然でしょう。当然普通の市民は戦争が嫌いです。それはわかっています。しかし、結局政策を決定するのは国の指導者たちであり、国民をそれに巻き込むのは、民主主義であろうと、ファシスト的独裁制であろうと、議会制だろうと共産主義の独裁制であろうと、常にたやすいことなのです」

「意見を言おうと言うまいと、国民は常に指導者たちの意のままになるものです。簡単なことです。単に、自分たちが外国から攻撃されていると説明すればいい。平和主義者については、彼らは愛国心がなく国家を危険に晒す人々だとして、糾弾すればいいだけのことです。そうすれば、どんな国家だろうが、同じようにうまくいきますよ」

（ニュルンベルグ裁判時のゲーリングからの聞き取り：心理分析官グスタフ・ギルバート著『ニュルンベルク日記』）

2001年9月11日の米国におけるテロ事件以後、5年の間につきのような法律が成立しています。

「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」（「テロ対策特別法」2001.11～2007.11）とその後継法の「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」（「新テロ特措法」2008.1～2010.1）。「個人情報保護に関する法律」（「個人情報保護法」2003.5）。有事関連三法案（「武力攻撃事態対処法」・「自衛隊法一部改正法」・「安全保障会議設置法一部改正法」2003.6）。「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」（「イラク特措法」2003.7～2009.7）。有事関連7法（「米軍行動関連措置法」・「捕虜取扱い法」・「自衛隊法一部改正法」・「国際人道法違反処罰法」・「海上輸送規制法」・「特定公共施設利用法」・「国民保護法」）。

そして、これらと関連するものとして次のようなことが並行して起こっています。

海上自衛隊イージス艦の派遣（2002.12）、イラク戦争反対運動の高揚・世界規模のデモ、2003.2）、陸上自衛隊イラク派遣（2004.1）、立川自衛隊官舎反戦ビラ配布事件（2004.2、一審無罪、二審有罪、上告棄却2008.4）、普天間米軍ヘリ沖縄国際大学構内墜落事故（2004.8）、アーミテージ米国務副長官「憲法9条は日米同盟の妨げ」発言（2004.7）、天皇の「日の丸・君が代の強制は望ましくない」発言（2004.10）、防衛大綱・次期防衛力整備計画策定（2004.12）、NHK番組制作内容への自民党議員の介入（2005.1）、日本経団連改憲を求める報告書提出（2005.1）、つくる会教科書採択（小田原市2005.7、杉並区2005.8）、自民党新憲法草案発表（2005.10）……、そして教育基本法の改悪（2006.12）。

戦争はもとより、その準備はすでに民主主義や基本的人権の抑制を強めます。逆に言えば、それらを拡大する方向で戦争の準備が行われることは決してないのです。

注1）「平和的生存権」について、判例で確定したのものとして「自衛隊のイラク派兵差止等請求事件」（名古屋高裁判決2008.4.17）がある。判決は航空自衛隊が首都バグダットに武装米兵などを空輸していることについて「イラク特措法」の逸脱と認め、「憲法9条1項に違反する」との判断を示した（「現在イラクにおいて行われている航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止したイラク特措法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、かつ、憲法9条1項に違反する活動を含んでいることが認められる」）。

差し止め請求と損害賠償については現状において棄却されたが、「平和的生存権」を具体的権利として認め、戦争はもとよりその準備によってそれが侵害される事態においては、差し止めや賠償請求は可能であることを認めた。

判決で示された「平和的生存権」は以下のとおりである。

「3 本件差止請求等の根拠とされる平和的生存権について

憲法前文に「平和のうちに生存する権利」と表現される平和的生存権は、例えば、「戦争と軍備及び戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、また、そのように平和な国と世界をつくり出していくことのできる核時代の自然権の本質をもつ基本的人権である。」などと定義され、控訴人らも「戦争や武力行使をしない日本に生存する権利」、「戦争や軍隊によって他者の生命を奪うことに加担させられない権利」、「他国の民衆への軍事的手段による加害行為と関わりなく、自らの平和的確信に基づいて平和のうちに生きる権利」、「信仰に基づいて平和を希求し、すべての人の幸福を追求し、そのために非戦・非暴力・平和主義に立って生きる権利」などと表現を異にして主張するように、極めて多様で幅の広い権利であるということが出来る。

このような平和的生存権は、現代において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしには存立し得ないことからして、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない。法規範性を有するというべき憲法前文が上記のとおり「平和のうちに生存する権利」を明言している上に、憲法9条が国の行為の側から客観的的制度として戦争放棄や戦力不保持を規定し、さらに、人格権を規定する憲法13条をはじめ、憲法第3章が個別的基本的人権を規定していることからすれば、平和的生存権は、憲法上の法的な権利として認められるべきである。そして、この平和的生存権は、局面に応じて自由権的、社会権的又は参政権的な態様をもって表れる複合的な権利ということができ、裁判所に対してその保護・救済を求め法的強制措置の発動を請求し得るという意味における具体的権利性が肯定される場合があるとい

うことができる。例えば、憲法 9 条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危機にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法 9 条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるような場合には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる場合があると解することができる。その限りでは平和的生存権に具体的権利性がある。

なお、「平和」が抽象的概念であることや、平和の到達点及び達成する手段・方法も多岐多様であること等を根拠に、平和的生存権の権利性や、具体的権利性の可能性を否定する見解があるが、憲法上の概念はおよそ抽象的なものであって、解釈によってそれが充填されていくものであること、例えば「自由」や「平等」ですら、その達成手段や方法は多岐多様というべきであることからすれば、ひとり平和的生存権のみ、平和概念の抽象性等のためにその法的権利性や具体的権利性の可能性が否定されなければならない理由はないというべきである。」

さらに判決は「平和的生存権」を請求する控訴人を次のように評価している。

「関係各証拠によれば、控訴人らは、それぞれの重い人生や経験等に裏打ちされた強い平和への信念や信条を有しているものであり、憲法 9 条違反を含む本件派遣によって強い精神的苦痛を被ったとして、本件損害賠償請求を提起しているものと認められ、そこに込められた切実な思いには、平和憲法下の日本国民として共感すべき部分が多く含まれているということができ、決して、間接民主制下における政治的敗者の個人的な憤慨、不快感又は挫折感等にすぎないなどと評価されるべきものではない。」

6、不服従の権利が平和をつくるということ

したがって、ほんとうに「戦争の起こる危険性を回避する」というなら、その裏付けとして戦争ができにくくなる方向での立法とそれに基づいた行政が行われていることを示す必要があるのです。それこそが本来の意味での「積極的平和主義」と呼ばれるものであり、平和学において国家間の戦争や地域紛争がない状態（「消極的平和」）に加えて、社会における貧困や差別などがいない状態（「積極的平和」）を文字通り積極的に志向する概念と運動なのです。それは軍事力を背景に（抑止力）、またその行使をもって、おそらくは一時的に過ぎない「平和状態」を作ることではありません。

イギリスの政治学者（労働党幹部でもあった）のハロルド・ラスキは二度の世界大戦を経験し、こう言いました、「少数者がきわめて富み、多数者がきわめて貧しいために、人々が絶えず富もしくは貧困を考えざるを得ないような社会は戦争状態にある」と。その超克を示す言葉が「積極的平和主義」にほかなりません。

憲法の前文「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ」や、9条が示す戦争放棄によって「平和のうちに生存する権利」の保障に進むことが、「積極的平和主義」というべきものであることは説明の必要がないでしょう。そのための立法、行政こそが「正当に選挙された国会における代表者」の責務であり、それが行われている限りにおいてその代表者を通じて行動するわたしたち国民の主権が保証されているといえるのです。

しかし、実際には立法と行政の不作為が議会の多数派（それは正しさを意味しないし、議会外での多数派である保証もないのですが）によって進行しています。そして司法は違憲の判断に消極的であることが多い。「改憲草案」ではその前文の冒頭に「三権分立」の言葉があらわれ、その唐突さに違和感を覚えますが、この「三権分立」について、ハーワード・ジンは次のように話しています。

国民と政府との関係について。民主主義には不服従が不可欠だと教える責任がある。民主主義イコール三権分立ではないと理解することも大切です。民主主義は仕組みではなく人々です。民主主義の本質は社会運動です。歴史が教えるのは三権分立が不正を正すのではなく、偉大な社会運動が正してきたのです。運動が三権に圧力をかけつづけ、政府を動かしたのです。それが民主主義です。

(2008. 11. 4 ビンガムトン大学での講演)

そして、政府が何もしないときはどうすればいいか。1776年の「アメリカ独立宣言」はこう言います。

…すべての人は平等に造られ、造物主によって一定の奪うことのできない権利を与えられ、その中に

は、生命、自由及び幸福の追求が含まれる……これらの権利を確保するために人々の間に政府が組織され、その権力の正当性は被治者の同意に由来する……いかなる統治形態といえども、これらの目的を損なうものとなるときは、人民はそれを改廃し……新たな政府を組織する権利を有する……長きにわたる暴虐と篡奪が、常に同一の目的の下に行なわれることによって、人民を絶対的な専制の下に服従せしめようとする企図が明らかになるときは、このような政府を廃棄し、人民の将来の安全のために新たな保障の組織を整えることは、人民の権利であり、また義務である……

そして、この不服従をわたしたちの憲法は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない」（12条）としているのです。

憲法は実に明快です。それは大江少年にも、村長にも等しく理解されるものであって、よこしまな解釈のみが憲法の本質を隠すのです。人権は守られる。平和は守られる。そのために国は義務を課せられ、制約を受ける。ただそれだけのことであって、わたしたちはむしろ、憲法をわかりにくいものにする政府を持つ国民の不幸ということについて考えるべきでしょう。

「ペルシャ湾で機雷が敷設され、石油の安定供給が確保できないとき、集団的自衛権を行使して機雷を除去しなければならない」というのが容認を求める安倍首相の答弁でした。「仮に機雷が敷設された場合、相当の経済危機が発生したといえる。日本に向かう原油の8割はそこを通る。誰かがやらなければ危険はなくなるわけではないわけで、我が国の国民生活に死活的影響が生じる」と、自衛隊による機雷除去の必要性を強調しました。

しかし「原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが……極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等を並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことである……このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが……原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」という「大飯原発差し止め判決」（福井地裁 2014. 5. 21）は、原発事故を「平和のうちに生存する権利」を保障する憲法の条理に照らして判断したもので、憲法が真に生かされた判決でした。^{（注1）}それは反原発の広範な市民の運動があったからでしょう。それならば、わたしたちは「石油コストの高騰による経済的な損益」と、「戦争による国土の荒廃による国富の喪失、なによりも武力行使当事国の人々の平和的生存権を侵害し、殺傷すること」を「並べて論じることの愚」を許さないという意味を、広範な市民による反戦運動の中から、司法の判断として引き出して来なければなりません。それは闘いの目的でもあり、教師としての存在の意味に関わることでもあるからなのです。

注1) 「大飯原発3、4号機運転差止請求事件判決要旨」

1 はじめに

ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である。

9 被告のその余の主張について

他方、被告は本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等を並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。このコス

トの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。

また、被告は、原子力発電所の稼働がCO2 排出削減に資するもので環境面で優れている旨主張するが、原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続の根拠とすることは甚だしい筋違いである。

7、教師の名において

なぜなら、わたしたち教員は「積極的平和」に貢献することを求められ、そのためにこそわたしたちの実存（地位と権利）が保障されているからなのです。ILO・UNESCO の『教員の地位に関する勧告』（1966年採択）は「教育の指導原則」を次のように定めています。

教育は、その最初の学年から、人権および基本的自由に対する深い尊敬をうえつけることを目的とすると同時に、人間個性の全面的発達および共同社会の精神的、道徳的、社会的、文化的ならびに経済的な発展を目的とするものでなければならない。これらの諸価値の範囲の中でもっとも重要なものは、教育が平和の為に貢献をすることおよびすべての国民の間の、そして人種的、宗教的集団相互の間の理解と寛容と友情にたいして貢献することである。

また同年に採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の13条は、

- 1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。
- 2 この規約の締約国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
 - (a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む。）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。（以下省略）

とし、教育が「積極的平和」に貢献するものであり、無償教育がその理念に通じ、かつ目的の達成に不可欠な要件であることを明確に述べています。

そしてその理念は、「2001. 9. 11」後の、不寛容が横行する世界に向かってもなお、普遍の理念として呼びかけられたのでした。

不寛容は日々の生活に見られるものであり、他者の感情、権利、尊厳に対する無神経さにより人を傷つけるような行動や態度として表われます。私たち一人ひとりが、毎日の暮らしの中で寛容の精神を推し進めなければなりません。草の根レベルで不寛容や排除と戦うことが、世界的不寛容に打ち勝つ唯一の方法です。

他の多くの不合理な態度と同様、不寛容はしばしば恐怖に根ざしています。未知のもの、自分と違うもの、他者に対する恐怖です。このような恐怖の根元には、無知と教育の欠如があります。そこから偏見、憎しみ、差別が育つのです。教育は、不寛容を予防する最も効果的な手段です。特に子どもたちにとっては、なぜ人権と人間の尊厳と人間の多様性の尊重が切り離せないのか理解するためにも、寛容について学ぶことが絶対必要です。教育自体が不寛容のウイルスに冒されているはなりません。教育は、人々に自分たちの権

利と自由が何であるか、どのように尊重されるべきかを教え、また他人が権利と自由を謳歌することを守りたいという望みを抱かせるようにするものでなければなりません。

もし人間という家族がともに平和に暮らしたいと願うのなら、私たちは互いを知り、受け入れなければなりません。寛容を推し進めようとするいかなる努力も、その中心に人と人、異なる文化、民族の間の開かれた対話が必要です。対話なくしては、文化的多様性は脅かされます。対話なくしては、社会のつながりそのものが危機に瀕します。対話なくして平和はありえません。

(11・16 国際寛容デーに寄せたコフィー・アナン前国連事務総長メッセージ 2002.11.15)

わたしたちはこのようなメッセージがどのような悲惨な現実から生まれたのかということを知らなければなりません。9条は求められて生まれたということ。そしてそれは希望そのものだったということ。

未来からの贈りものは「九条が存在する以前の世界に何が起こったか、よく見てみなさい」と語りかけます。……この大破壊と大混乱の中からもっとも美しい原則が現われたわけです。それが九条です。国権の発動としての戦争の放棄でした。(ダグラス・ラミス)

戦争のリアリティを巡る意見の対立に何か意味があるとは思えません。今やほとんどの日本人が、戦争の体験を持たないし、また持つべきことでもありません。しかしというか、だからこそ戦争の、とりわけ自衛のための戦争が常に正しいものとしてイメージされることの危険性に対して注意深くあるべきなのです。敵は常に悪であるか？ また悪であったか？ 自分たちはどうなのか？ それを判断するには歴史認識が必要です。それも、複数の国とその国民との間で共有される歴史認識が必要なのです。憲法、とりわけ他に類を見ない9条が生まれるに至った立法事実の認識はこの歴史認識の問題と切り離すことができません。憲法を、9条を変えるということは歴史認識を変えるということ、しかも受け入れがたいものに変えるということにほかなりません。それは許されるでしょうか？

それはまた、歴史認識というだけでなく今の世界をどう認識するかにもかかわっているのです。

1999年5月の「ハーグ平和会議の基本提言10原則」の第1項は「各国議会は日本の憲法9条のように、自国政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」とし、もはや9条が一国の憲法の枠内にとどまらない、国際的な条約のレベルに達していることを今の世界の認識に立って示しました。

しかしその一方で、同じ5月に、しかも日本で、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」(「周辺事態法」)が成立するということが起こるのです。周辺事態の概念は「周辺事態(おそれ) < 武力攻撃予測事態 < 武力攻撃事態(明白な危険)」の三つのレベルで想定された自衛権およびそのための武力行使の規制に対する緩和であって、とりわけ「地理的区分」によらない情勢判断である点で拡大解釈(違憲を含む)すれば集団的自衛権行使容認につながるものです(注1)。それは戦後一貫して進んできた9条改悪の第一歩ではないけれど、何歩目かの大きな一歩であったことはまちがいありません。政府にとって国家の主権回復は交戦権の回復に他なりません。「主権を有する国家」とは「自国を守るために戦争のできる国」であって、それが彼らの言う「ふつうの国」の意味です。だから交戦権の回復に向けて、「勤勉」に、そして確実に進むのです。そのように「不断の努力」をまちがった方向に払って、気づかない。彼らは決して「マッチ擦るつかのま海に霧ふかし身捨つるほどの祖国はありや」(寺山修司)の問いかけに答えられるところにはいないのです。

相反する二つのことが同時に起こる。ひとつは9条を無(ぬ)みする方向に。ひとつは9条を守り、生かす方向に。しかし、実はここで起こっているのは情勢認識の正否にかかわる問題ではなく、あくまでも憲法の10章の最高法規にかかわる問題、つまり97条(永久の権利としての基本的人権)、98条(最高法規)、99条(尊重・擁護の義務)にかかわる問題であるはずなのです。戦争の違法化と、戦争の合法化のいずれが憲法に合致しているのかということが問われているのです。それを「愛国心があるのか」式の「国家存立の危機」などという情勢認識や、「邦人を輸送する米艦船を守らなくてよいのか」などと感情的に叫ぶような扇動の場にもちこませてはいけません。

注1)「日米新ガイドライン中間報告」(2014.10.8)は、1997年に改定された現在の指針(①平時②日本有事③周辺事態の3分野の事態に応じて米軍との協力事項を定めている)のうち、「周辺事態」を削除することで、「平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の安全が損なわれることを防ぐための

措置をとる」とした。報告には「集団的自衛権」の文言を盛り込まず、「日本と密接な関係にある国に対する武力攻撃が発生し、日本の武力行使が許容される場合の両政府間の協力」としているが、日本および日本周辺という地理的限定の解除は集団的自衛権を容認した閣議決定（7月1日）めぐる国会での審議、さらにその行使に必要な法改正や立法に先じて、集団的自衛権がすでに米国との間で決定されたことになる。

■参考：「朝日新聞社説」（2014年10月9日（木）付）

日米防衛指針—拡大解釈が過ぎないか

これは憲法や日米安保条約が許容する防衛協力の姿なのか。拡大解釈が過ぎないか。

日米両政府がきのう、年内の改定をめざす新たな日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の中間報告を発表し、自衛隊が世界規模で米軍を支援する方向性を示した。後方支援や情報収集、警戒監視、偵察などの分野で、自衛隊と米軍のグローバルな協力を進める内容である。

米軍と肩を並べて攻撃に参加するわけではないが、平時から緊急事態まで「切れ目のない対応」を進め、有事に至る前の米艦防護も可能にする——。集団的自衛権の行使を認めた7月の閣議決定を受けて、できる限り同盟強化を進めたい政策当局者の本音だろう。

だが日米安保体制は安保条約が基礎であり、ガイドラインは政府間の政策合意に過ぎない。

1978年につくられた旧ガイドラインは、旧ソ連の日本への侵攻を想定していた。冷戦後の97年に改定された現行のガイドラインは「周辺事態」での対米支援の枠組みを整えた。

新ガイドラインは、その周辺事態の概念を取り払い、地理的制約を外すという。

安保条約の基本は、米国の対日防衛義務と、日本の基地提供にある。周辺事態は、安保条約の枠組みや憲法の歯止めと実際の防衛協力との整合性をとるぎりぎりの仕掛けだった。

中間報告に書かれた中身が実現すれば、国会の承認が必要な条約の改正に匹敵する大転換と言える。安倍政権は憲法改正を避けて解釈を変更したうえ、ガイドラインの見直しで日米同盟を大きく変質させようとしている。政府・与党内では、閣議決定の中核をなす「武力行使の新3要件」の解釈について見解が食い違ったままだ。公明党は、新3要件を踏まえれば日本周辺の事態にしか対応できず、中東ホルムズ海峡での機雷除去などはできないと主張してきた。

公明党はその主張をガイドラインの最終報告や関連法案に反映させるため与党内で強く働きかけるべきだ。法案審議を来春の統一地方選後に先送りし、日米合意を追認するような、なし崩しの変更は許されない。

一方で注目されるのは、宇宙やサイバー空間での対応が中間報告に盛り込まれたことだ。

情報システムを守れなければ国の中核が麻痺しかねない。新しい安全保障の急所である。防衛協力のあり方を見直すというのなら、むしろこの分野を重視すべきではないか。

8. だれが殺し、だれが殺されるのか

「戦争は殺人、殺し合いです。いかに多くの人を殺すかを競い合うということです。それも、殺されるのは圧倒的に民間人です。ベトナム戦争で犠牲になった政府軍兵士は22万人強、米兵が5万8000人強ですが、ベトナムの民間人は約200万人が亡くなったと言われています。沖縄戦も県外日本兵の犠牲が6万5000人強に対し、民間人は9万5000人くらいが亡くなっている。軍属として徴用された老人・少年を加えると全部で12万人以上になります。戦争とは、多くの民間人を含めた『殺人』なんです。」

（報道写真家・石川文洋氏談）

戦争は人を殺すことです。ただし国際法の範囲内での殺人である限り罪に問われることはありません。しかし、だからといって、戦場において、かつ武装した相手との戦闘状態であったとしても、人殺しを正当化するような理由を見つけないのは難しいのではないのでしょうか。個人の内面においても、社会的合意においても、倫理問題を超越するのは容易ではない。罪と刑罰の問題は同じではないからです。実際に起これば不条理極まりないのが戦争で、そのことが人間の精神に及ぼす影響は計り知れません。しかも、国際法がそれを禁じていても、戦争で殺されるのは、その大半が武装しない一般の市民なのです。

だから、戦争は起こさないほうがいい。起こったらどうふるまうかなどというのは、設問として意味をなさないのです。わたしたちは「平時」を生きて、それを長く持続させる知恵と努力を大切にすべきなのです。

「そこには大地や海や空のように果てしない夢が広がっています」(AKB48のメンバーを起用した自衛官募集CM)などというイメージで「戦争」を隠したり、「戦争死(戦闘や戦場で死ぬとは限らない)」を「尊い犠牲」などと語らせたりしないことが必要なのです。とりわけ勇ましいヒロイズムは戦争のリアリティとは無関係なところで作り出され、それゆえに広がりやすいということを知るべきでしょう。

治安維持法で特攻警察に逮捕され、監視付の病院のベッドに手錠でくくりつけられたまま、1938年(昭和13年)、29歳で死んだ反戦川柳作家の鶴彬をしてもなお戦場の実相は捉えきれぬものではなかった。国家権力によるすさまじい暴力と民衆の悲惨はその短詩型を打ち破って読む者を打ちのめします。

屍のみなないニュース映画で勇ましい
万歳とあげて行った手を大陸において来た
手と足をもいだ丸太にしてかへし
胎内の動きを知るころ骨がつき

しかし、戦場に行かなかった鶴彬はあくまでも日本の中で彼が見、そして感じた不条理を通して戦争の実相を作品化しました。そして決して仮想の戦場に身を置いて表現することをしませんでした。それは彼の表現者としての倫理観でしょう。

「どっちみち戦争ちゆうもんは、強姦もありや掠奪もありや鬪り殺しもあるで、敵ちゆう敵は殺して殺し上げて、なんでもかんでも取って取り上ぐるとじゃ。敵と味方とで、そのやり比べぞ。戦地下番の連中にほんとうの話しをさせてみる。何も変わったことはしませんでした、ちゆうごたある顔をしとる奴でも、きつと何か変わったことをして来たろうたい。せずに済むもんか。するごととなつとるが、戦争じゃないか。そうとも、それが戦争よ。」
(大西巨人『神聖喜劇』)

と、作中人物大前田軍曹をして語らせる戦争の本質は、しかし、「陸軍刑法」(1908年明治41年—1947年(昭和22年)、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く陸軍刑法を廃止する等の政令」により廃止)の「第9章 掠奪及び強姦の罪」では次のとおりに禁じられていて、おこりうべからざるはずのことでした。

第86条 戦地又は帝国軍の占領地に於いて住民の財物を掠奪したる者は1年以上の有期徒刑に処す

②前項の罪を犯すに当り婦女を強姦したるときは無期又は7年以上の懲役に処す

第87条 戦場に於いて戦死者又は戦傷病者の衣服その他の財物を掠奪したる者は1年以上の有期徒刑に処す

第89条 前2条の罪を犯す者、人を傷したるときは無期又は7年以上の懲役に処し、死に致したるときは死刑又は無期懲役に処す

第89条の2 戦地又は帝国軍の占領地に於いて婦女を強姦したる者は無期又は1年以上の懲役に処す

②前項の罪を犯す者人を傷したるときは無期又は3年以上の懲役に処し死に致したるときは死刑又は無期もしくは7年以上の懲役に処す

第89条 本章の未遂罪は之を罰す(昭17法35・追加)

しかし、その禁じられているはずの現実がわたしたちを襲うのです。それを分かってかどうかは知らず、鶴彬が自ら戒めた矩をも恥知らずで越えて行く者たち、戦争を知らない者によって、罪もない人びとが犠牲となる戦争への道が開かれようとしています。

迷彩服にヘルメットといういでたちで戦車に乗ってうれしそうに手を振る安倍首相の姿(4月27日、インターネット動画サイト「ニコニコ動画」主催のイベントで)。戦車は本物の新型10式戦車、しかし乗っている首相は本物の兵士ではないし、決して兵士になることはないのです。

アメリカの政治広告に「中絶を反対している政治家の80%が男性で、その100%が妊娠しない」というのがあります。それをまねていえば、集団的自衛権に賛成する政治家のパーセンテージはわかりませんが、その100%が戦争

に行かないことは確かでしょう。デンマーク陸軍大将フリッツ・ホルムが1929年に起草した「戦争絶滅受合法案」は戦争になった時に国家の元首（ただし男性）、その親族（16歳に達する男性）、総理大臣・国務大臣、戦争に賛成した代議士等々の最前線への移送と、実戦を義務付けようというものです。さらに宗教者で戦争に反対しなかった者、そして軍需産業で儲けた者も。この法案に成立のリアリティはないかもしれない。しかし、この法案には政府の決して語らぬ戦争構造のリアリティがあるのです。

これを「原発事故絶滅受合法案」に置き換えれば、リアリティどころか3. 11直後・以後の日本のわたしたちの実体験そのものが浮かび上がってくるのであって、むしろこの法案の立法化のなかで、戦争の違法化の道筋が見えてくるということがあるかもしれません。集団的自衛権行使容認にあたって、それが「死活的影響」を回避するためというなら、原発事故こそ絶対に回避にされるべき死活的問題だというのは政府に対して説得力をもつはずだからです。

しかしそれでも、戦場にしろ、原発事故現場にしろ、安倍首相が行くのは止めないでいいか？ それはわたしたちのありようが問われる問題になるのです。止めないという人も両方の立場の人に相当いるでしょうが、それは違うだろうというのが憲法を守るわたしたちの判断でなければならないと思うのです。対立する相手であってもその平和的生存権を守りながら、勝敗を超えた「個人」としての闘いをする。そしてそういう「個人」がどのような立場の人とであれ連帯する闘いをする、とういうことでなければなりません。「九条の会」はそういう連帯と闘いかたをしめしてくれているように思うのです。

9、「人間の権力に対するたたかいは、忘却に対する記憶のたたかいである。」

（ミラン・クンデラ『笑いと忘却の書』）

暗い電気のしたで、小さな小さな口に綿に含ませた水を飲ませた夜を、ぼくはわすれられません。泣きもせず、弟はしずかに息をひきとりました。

母とぼくに見守られて、弟は死にました。病名はありません。栄養失調です……。

死んだ弟をおんぶして、ぼくは片手にヤカン、そして片手にヒロユキの身のまわりのものをいれた小さなふろしき包みをもって、家に帰りました。

白いかわいた一本道を、三人で山の村にむかって歩き続けました。母がときどきヒロユキの顔にとんでくるハエを手ではらいながら、いいました。

——ヒロユキはしあわせだった。母と兄とお医者さん、看護婦さんにみとられて死んだのだから。空襲の爆撃で死ねば、みんなバラバラで死ぬから、もっとかわいそうだった。

家では祖母と妹が、泣いてまっています。

部屋を貸して下さっていた農家のおじいさんが、杉板をけずって小さな小さな棺をつくってくださいました。弟はその小さな棺に、母とぼくの手でねかさされました。小さな弟でしたが、棺が小さすぎてはいりませんでした。

母が、大きくなっていたんだね、とヒロユキのひざをまげて棺に入れました。そのとき、母ははじめて泣きました。

父は、戦争にいつすぐ生まれたヒロユキの顔を、とうとう見ないままでした。

弟が死んで九日後の八月六日に、ヒロシマに原子爆弾がおとされました。その三日後にナガサキに——。そして六日たった一九四五年八月十五日に戦争は終わりました。

ぼくはひもじかったことと、弟の死は一生わすれられません。

（米倉齊加年『おとなになれなかった、弟たちに……』一部省略）

村の大人たちは、私ら子供に向けて話すとき、あまり真面目に話さないのに、この憲法を書いた人は真面目に書いている。悲しそうな感じがするくらい真面目に書いている、と思うようになりました。

「『希求』という言葉を使っているのが、お母さん、真面目で、それがいいと思います。」ともいいましたら、母が、「私も、そう思う」と言った。

私は、「どうして、この悲しいと思うほど真面目な感じで、この大人は書いたんでしょう？」と聞いてみましたらね、こういう答えだった。

「きつとご家族の方が戦場に行っか、空襲かで亡くなられたんじゃないか。自分のご家族の誰かが亡く
なって悲しい気がしていられる。悲しいと感じる人は真面目に書くんだ……」
(大江健三郎「九条を文学の言葉として」)

大江少年の記憶のなかで、憲法でも教育基本法でも、「われら」と名のつた人たちはすべて戦争による無数の死者たちの思い出とともにあった人たちであり、その不当な死への悲しみが強い倫理感となっているのだと話されています。憲法が作られた立法事実の中に、またその記憶の中にわたしたちの平和的生存権の根拠があるのです。米倉さんもその著書のあとがきに「戦争ではたくさんの人たちが死にます。そして老人、女、子どもと弱い人間から飢えて死にます。私はそのことをわすれません。でも、もっとわすれてはならないことがあります。私の弟が死んだ太平洋戦争は、日本がはじめた戦争なのです。そして朝鮮、韓国、中国、東南アジアの国々、南方諸島の人たちをどんなに苦しめ悲しませたことでしょう。それは私たちが苦しみ悲しんだ以上のものです。そのことを私たちはわすれてはならないと思います。そのことをわすれて、私たちの平和は守られないでしょう。」と書いておられます。それはひもじさから弟のミルクを飲んでしまった自分の罪の記憶につながっている。そして極言すれば、米倉さんにとって「戦争とは死んだ弟のひざをまげて小さな棺に納めること」なのです。

20世紀最大の諧謔は「ARBEIT MACHT FREI」だという人がいます。アウシュビッツ強制収容所の門に掲げられた言葉。「働けば自由になれる」。しかし労働は自由をもたらさなかった。言葉はむなしく宙に掲げられていた。

イスラエルが「われわれはすべての近隣諸国とその国民に対して、平和とよき隣人関係を築かんと手を差し伸べよう」と、その独立にあたって宣言した言葉はいま、中東の空にむなしくこだましている。

では「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」という言葉はどうか？

言葉が人を、人々を、人々の歴史を、記憶を裏切らないということ。

それは、歴史がわたしたちにその権利をくれたということをも人々が記憶しているということ。

それは、「わすれないということ」。

それが誰から授けられたものでもない、主権をもつ者自身による権利を保障することだということ。

だからわたしたち教師はその記憶において「教え児をふたたび戦場に送らない」という固有の権利をもつこと。

そしてその権利を奪われることはないのだと、誰はばかることなく言ってよいということ、なのです。なぜなら「この権利は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の教員に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」だからなのです。

私の手は血まみれで、教え児を縊つたその綱の端をもっていた。

そしてそれを償うすべはないのだ。

けれど、

もう、わたしたちはそれに加担しない。

そして、決してふたたび教え児を戦場に送らない。

わたしたちは国家の名において何びとも奪われることはないし、

殺させはしないという誓いを

「われら」と名のつたひとたちから受け継いだのです。

「ゆいてかえらぬおしえごよ……」(竹本源治) (注1)

その歌の反歌はこうです。

送らじなこの身裂くとも教え児を ^{ことわり}理 ^{いくさ}もなき戦の庭に

戦争をする国で教師であることを

わたしたちはいやでも考えなければならなくなりました。

戦争というものに、戦争が教育の力にまつべきものであった、

あの歴史が繰り返される場に向き合わなければならなくなりました。

わたしたちは、そういう時代に生きるのか、
それとも、そういう時代にならないように生きるのか。
そして教育の力にまつべき平和を切り開くことができるのか。
厳しい局面にわたしたちは立っています。

ここでもう一度、大江健三郎さんの話をしましょう。

大江さんは昨年初冬に『晩年様式集 イン・レイト・スタイル』を書いて、それを最後の小説とされました。そして今年6月の九条の会の10周年にあたって、大江さんはこれまで「小説を書いている……」と自己紹介してきたけれど、さて…と考えたとき、自分の中にいま確信と心から得心できる言葉があります。それは「九条の会」大江です、ということだと言われました。これはさきへのべたような意味で、あるべき「個人」としての生き方を象徴的に表しているように思います。憲法に生かされたひとりの少年が長い人生をかけて憲法を生かそうとする約束の地に立とうとされているのです。

そしてこう思います。

そういう一人ひとりの、きっと無数にある人びとの物語を
わたしたちは大切にしましょう。

そして学び合いましょう。

そして、わたしたちひとりひとりが

ほんとうに幸福に生きることのできる国をつくりましょう。

いや、国というものには疑いを持ったほうがよいかもしれません。

ある人がこう言いました。

現に生きている人が生まれてくるためには

国家が必要だったとしても、

これからの人間が

個人としても、

集団としても

国家を必要とするかどうかということは

ぜんぜん別の問題ですと。

国家がなくて、国民の主権がなくなっても、

それでもわたしたちには人民の主権があるのだと

思っています。

そしてそのことを、子どもたちに伝えましょう。

そしてともに

国家というものに向き合う「個人」として、

さわやかな覚悟と

たおれようとして

たおれないしなやかさを

わたしたちは

もっていきましょう。

注1) 竹本源治 1919(大正8)年1月28日、高知県吾川郡池川町(現・仁淀川町)に生まれた。肺結核の病歴のため、徴兵は延期されたが、1945(昭和20)年6月応召。47年に復職。高知県教員組合(1947年9月21日結成)の雑誌『るねさんす』42号(51年11月発行)に短歌「送らじなこの身裂くとも教へ児を理もなき戦の庭に」、同誌44号(52年1月発行)に詩「戦死せる教え児よ」を発表。戦後民主教育に対する反動的政策がすすめられるなか、51年1月、日本教職員組合は中央委員会で「教え児を再び戦場に送るな」のスローガンを掲げ、全面講和、中立維持、軍事基地反対、再軍備反対の「講和に関する決議」を可決するが、作品

はこのような状況の中で生まれた。

53年7月28日、ウィーンで開かれた第一回世界教員会議で、日本代表団がこの詩が紹介したとき会場には拍手が沸き起こったという。また、ウィーン放送局はドイツ語訳でこの詩を放送した。

竹本さんは、小学校校長を最後に78年3月退職。その2年後に61歳で死去。

戦死せる教え児よ

逝いて還らぬ教え児よ

私の手は血まみれだ！

君を縊つたその綱の

端を私も持つていた

しかも人の子の師の名において

嗚呼！

「お互いにだまされていた」の言訳が

なんでできよう

慚愧 悔恨 懺悔を重ねても

それがなんの償いになろう

逝つた君はもう還らない

今ぞ私は汚濁の手をすすぎ

涙をはらつて君の墓標に誓う

「繰り返さぬぞ絶対に！」

送らじなこの身裂くとも教え児を ^{ことわり}理 もなき ^{いくさ}戦の庭に